

消費者庁 資料

令和5年3月

全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議

【目次】

1. 消費者安全課 1
2. 表示対策課 13
3. 食品表示企画課 26

令和4年度全国生活衛生・
食品安全関係主管課長会議資料

消費者庁消費者安全課

食品安全に関するリスクコミュニケーション

消費者庁が行ってきたリスクコミュニケーションは、平成23年に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、食品中の放射性物質が中心。

ほかに、消費者の関心が高いテーマ（健康食品、食品安全全般）で実施。



(年度)

2022年度は1月末時点

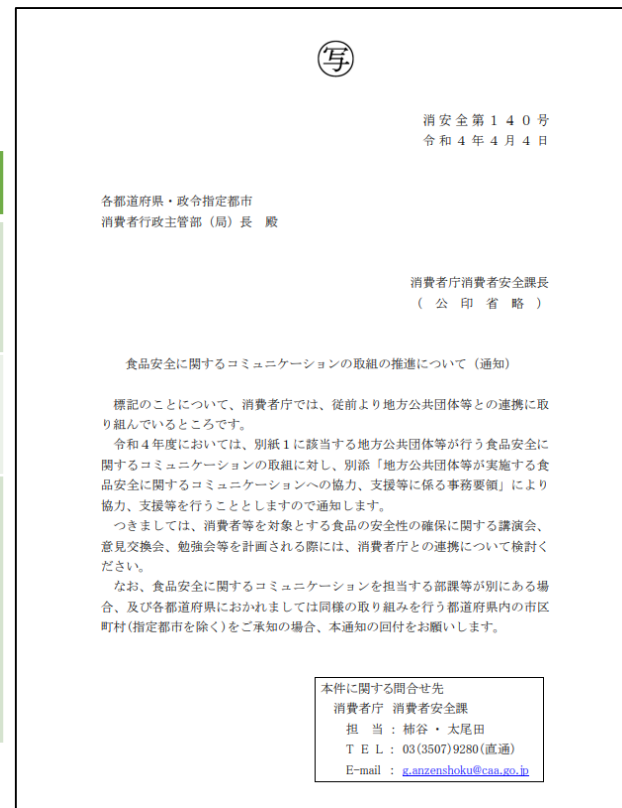
主なテーマ	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計
食品中の放射性物質	45	175	99	99	100	100	108	136	111	79	99	120	1,271
牛海綿状脳症(BSE)	—	2	2	—	—	2	—	—	—	—	—	—	6
健康食品	3	—	3	2	2	2	5	8	5	1	1	3	35
輸入食品	—	3	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	5
農薬	—	—	—	1	2	—	—	—	—	—	2	—	5
食中毒	—	—	—	—	4	—	—	—	—	1	1	—	6
食品添加物	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	—	6
食品安全の考え方	—	—	—	—	3	3	21	26	38	19	7	24	141
合計	48	180	104	102	111	109	135	171	155	101	112	147	1,475

消費者庁が行う食品安全に関するコミュニケーションへの支援

地方公共団体等が行う食品安全に関するコミュニケーション等の取組を支援しています。

- 対象機関：地方公共団体等
- 対象事業：食品安全に関する講演会、意見交換会、勉強会等
イベント等において食品安全情報を発信する取組 等
- 支援内容（例）：

	当庁と共催の場合	当庁と共催でない場合
講師	講師の紹介と旅費及び謝金の負担（当庁職員の派遣も可）	講師の紹介（当庁職員の派遣も可）
会場	借料の一部（又は全部）の負担	—
その他	パンフレット「食品と放射能Q&A」、「健康食品Q&A」等の提供 <ul style="list-style-type: none"> 参考となる運営マニュアルやシナリオ例の提供 過去の事例紹介、企画・運営等に対する助言※ 等 ※共催の場合に限る	



次年度も同様の通知を发出予定

消費者向けの情報提供

大臣メッセージ

東電福島第一原発におけるALPS処理水の海洋放出と日本の食品の安全性について

ALPS処理水の海洋放出と日本産食品の安全性確保について、国内外の消費者の理解の増進を図るため、消費者及び食品安全担当大臣としてYouTubeを通じ日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字・広東語）及び韓国語により発信しました。



東電福島第一原発におけるALPS処理水の海洋放出と日本の食品の安全性について

消費者及び食品安全担当大臣として、東電福島第一原発におけるALPS処理水の海洋放出と、日本の農林水産物や食品の安全性について、お話いたします。

東電福島第一原発では、原子炉建屋等から、日々発生する放射性物質を含んだ水を、浄化処理しています。その結果、トリチウム以外の放射性物質について、規制基準を満たすまで浄化されたものをALPS処理水とします。そのALPS処理水を、トリチウムも規制基準以下になるまで海水中で大幅に希釈し、海洋放出する方針です。このトリチウムは、雨水や海水など自然界にも広く存在し、水道水や食料を通して私たちの身体(からだ)にも取り込まれています。しかし、トリチウムは水と一緒に排出され体内には蓄積いたしません。また、食物連鎖で魚など水産物の体内に濃縮されることもありません。

国内外の原子力施設においても、各国の基準を守った上で、海洋や大気に排出されています。海洋放出後も、海水や水産物中のトリチウムのモニタリングを行います。結果は、分かりやすく情報提供します。

日本の食品には、放射性物質に関し、世界基準に比べ極めて厳しい基準値による検査と、出荷制限等の厳格な安全対策が講じられています。国内外へ流通する全ての食品に、科学的な安全性が確保されています。

引き続き、内外の消費者の皆様には、日本産食品を堪能していただきたいと思っております。

▶ 消費者庁YouTube

▶ 日本語 補足説明資料 [PDF:285KB]

▶ 英語版、中国語版(簡体字・繁体字・広東語)、韓国語版はこちら



QRコードよりご確認ください
(YouTube 約2分)



消費者向けの情報提供

パンフレット

- 地方公共団体等の消費相談等窓口での配布・希望者に無償で提供

【食品中の放射性物質】



食品と放射能Q&A
(改訂第16版)



食品と放射能Q&Aミニ
(改訂第8版)

【健康食品】



健康食品Q&A
(第2版)



健康食品5つの問題

Webサイトへの掲載

HP

食品中の放射性物質

最終更新:令和4年9月5日

動画資料

- 放射線の基礎知識と食品中の放射性物質 (2022(令和4)年3月作成)
- 2022年3月に消費者間で開催した意見交換会における字識読者の基調講演を紹介します。
- 一緒に考えてみませんか? ~食べ物に含まれる放射性物質~ (2021(令和3)年11月作成)

食品に含まれる放射性物質の基本知識を解説。保護者自らの疑問をトークセッションで紹介します。

【特設サイト】

【食品安全に関する取組】

SNS

【Facebook】

10月11日は「世界手洗いの日」です。
#手洗いは、食中毒や感染症などを予防するための基本中の基本。
世界手洗いの日に、改めて「手洗い」を見直しましょう！
＜手洗いのポイント＞
①石鹸をしっかりとつけて、しっかり洗っていますか。
②手の平、手の甲、指の間、指先、手首を洗っていますか。
③洗えないケトル、ハンカチで拭いていますか。
～手洗うときは、時計や指輪などを外すことも忘れず～
自に買えないからこそ、手についた菌やウイルスを想像しながら洗ってみましょう。
Let's 手洗い！
【福岡】ウイルスによる食中毒【消費者庁ホームページ】
https://www.caa.go.jp/sa_food_microorganism_virus/



【Twitter】

消費庁 @caa-shohshacho

からあげ、ローストチキン、水炊きと、冬も人気な#鶏肉ですが、生食や不十分な加熱調理は食中毒菌#カンピロバクターによる#食中毒の原因になります。鶏肉は解凍に關係なく中心まで十分に#加熱！石けんを使った手洗いも忘れずね！
caa.go.jp/polices/police...

ピンクから白に変わるまで加熱
目安は75℃ 1分以上
小さめの肉団子(肉30g)なら170℃で4分以上
加熱不十分でも食中毒で色が異なります

【Youtube】

東電福島第一原発におけるALPS処理水の...

東電福島第一原発におけるALPS処理水の海洋放出と日本の食品の安全性について
消費者庁長官 田中良一
(消費者及び食品安全推進)からのメッセージ

0:00 / 2:14

食品と放射能に関する正しい理解の増進

食品に関するリスクコミュニケーション 「食品中の放射性物質のこれからを考える」の実施

一般消費者及び大学生を対象として、放射性物質の基礎知識や流通している食品中の放射性物質の現状について、学識経験者及び行政からの情報提供や、生産者、事業者等の関係者を交えた意見交換を行いました。

【一般消費者を対象とした意見交換会】



- 東京会場
日 時：令和4年11月28日（月）13:30~16:00
場 所：CIVI研修センター秋葉原
- 大阪会場
日 時：令和4年12月14日（水）13:30~16:00
場 所：新大阪丸ビル別館

【大学生を対象とした意見交換会】



- 産業医科大学
日時：令和4年7月13日（水）13:00~14:30
- 立命館大学
日時：令和4年11月4日（金）9:00~10:30
- 東京農業大学
日時：令和4年11月10日（木）10:40~12:10
- 東日本国際大学
日時：令和5年1月24日（火）14:30~16:00

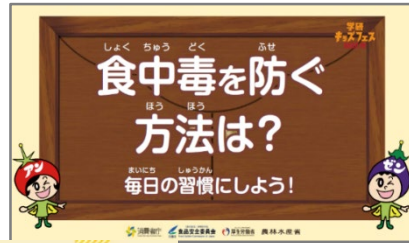
※開催の様様については、消費者庁WEBサイトで公開
「食品に関するリスクコミュニケーション」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/risk_communication/

子育て世代等向け情報発信（オンラインと実開催）

学研キッズフェス2022秋

東京理科大学の川村康文教授による「放射線ってなあに？」及び子どもに親しみやすいキャラクターを使った紙芝居による「食中毒を防ぐ方法は？」のオンライン授業を実施。



【放射線ってなあに？】



【食中毒を防ぐ方法は？】

Farm Love with

ファーマーズ&キッズフェスタ2022

東京の日比谷公園におけるイベントに出展。特設ステージでの「キッズ教室」や、会場内のチェックポイントをまわるスタンプラリー、テント内のパネル展示を行い、食中毒予防や食品中の放射性物質に関する情報提供を実施。



【キッズ教室】

【テント内パネル展示】

【スタンプラリー】

Learn Marche

～太平洋(岩手・宮城・福島・茨城)のいまを知って、おいしさ実感!～

特産品を揃えたマルシェや、特産品の魅力と食品の安全性を正しく知るためのトークショー、パネル展示など、食品中の放射性物質などについて触れるイベントを横浜・東京で開催。家族連れや外国人など幅広い層の方々の参加がみられました。

展示コーナー



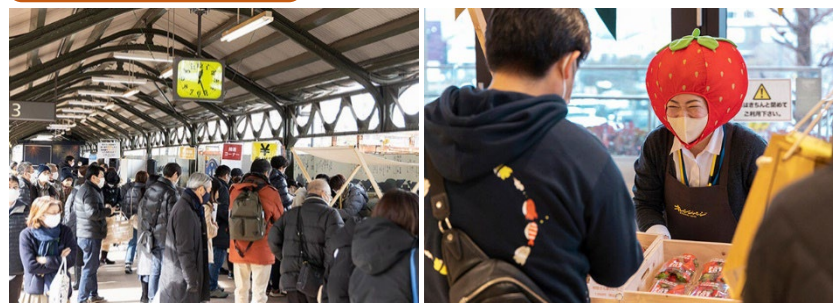
トークショー



体験コーナー



マルシェ



風評被害に関する消費者意識の実態調査

【目的】

被災県の農林水産物等について、消費者が買い控え行動をとっている場合の理由等を継続的に調査し、今後のリスクコミュニケーションでの説明内容を始めとする各般の風評被害対策及び消費者理解の増進等に関する取組に役立てる。

【調査対象地域】 以下に居住する20～60歳代の男女（回答数5,176人）

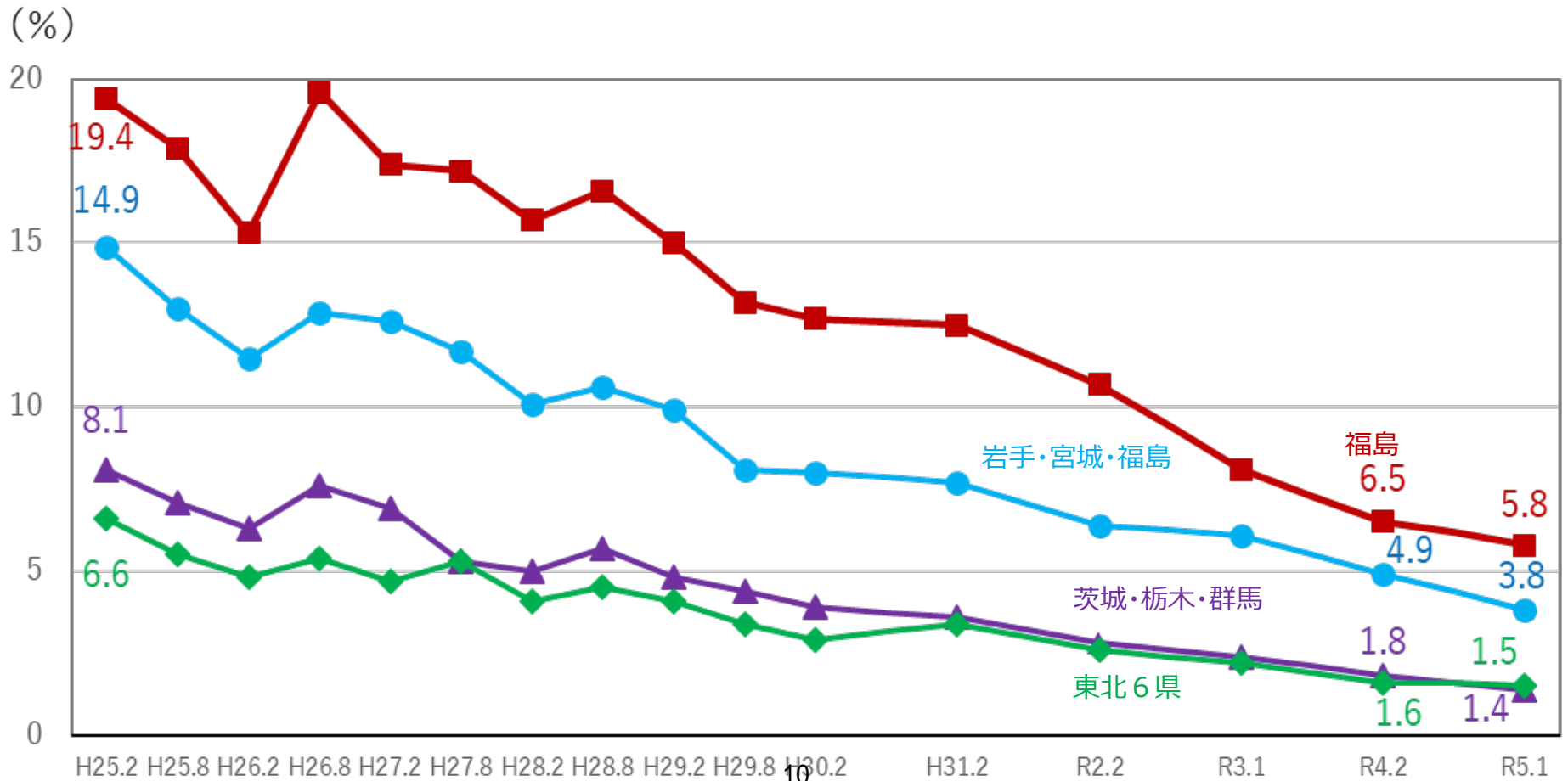
- 被災県：岩手県、宮城県、福島県、茨城県
- 被災県産農産物の主要仕向先県等：
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県

回数	実施時期	回数	実施時期
第1回	2013（平成25）年2月	第9回	2017（平成29）年2月
第2回	8月	第10回	8月
第3回	2014（平成26）年2月	第11回	2018（平成30）年2月
第4回	8月	第12回	2019（平成31）年2月
第5回	2015（平成27）年2月	第13回	2020（令和2）年2月
第6回	8月	第14回	2021（令和3）年1月
第7回	2016（平成28）年2月	第15回	2022（令和4）年3月
第8回	8月	第16回	2023（令和5）年1月

「風評被害に関する消費者意識の実態調査」の概要

○ 放射性物質を理由に購入をためらう食品の産地

※産地を気にする理由として「放射性物質の含まれていない食品を買いたいから」と回答した者に対し、購入をためらう産地を尋ねたもの



事故情報データベース

○事故情報データベースは消費者庁に集約された事故情報を公表するデータベース

消費者庁、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）、日本司法支援センター（法テラス）、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人国民生活センター、全国の消費生活センター、公益財団法人日本中毒情報センターの情報を登録

概要

○2009年度以降の食品、製品、サービス等による事故情報を登録

⇒約34万件の消費生活上の事故情報を検索可能

○事故発生日、発生場所、事故状況、被害の程度等の事故の概要等を掲載

○厚生労働省からは食中毒統計資料の食中毒事件一覧速報及び食中毒部会後の確定内容を登録

○消費者庁と国民生活センターが連携して運用

サイト画面

The screenshot shows the homepage of the Accident Information Database System. At the top, there is a navigation menu with links for 'トップ' (Home), '操作方法' (How to Use), 'よくある質問' (FAQ), and '利用上の注意' (Terms of Use). Below the menu, there is a search bar with a search button and a link to 'お問い合わせ' (Contact Us). The main content area features a search results summary showing '登録件数 (H21年9月～) 341,019件' and a search input field. Below this, there are two sections: '事故情報データベースからのお知らせ' (Notice from the Accident Information Database) and '注目事故情報リスト' (List of Notable Accident Information). The '注目事故情報リスト' section lists several accident types: 'リチウム電池内蔵充電器の事故' (Accident involving lithium battery-powered chargers), '高齢者の事故' (Accident involving the elderly), and '乳幼児の事故' (Accident involving infants and young children). At the bottom, there is a section for '関係機関からの注目情報・お知らせ' (Notable Information and Notices from Related Organizations), which includes several bullet points about safety warnings and statistics.

事故情報データベースシステム	トップ	操作方法	よくある質問	利用上の注意
生命・身体被害に関する「消費生活上の事故情報」を公開しています	お問い合わせ	リンク集	文字を標準に戻す	文字を大きくする

複数の単語をスペース区切りで指定できます。何も入力せずに検索すると、全ての事故情報を検索します。

登録件数 (H21年9月～) 341,019件

フリーワードの入力

検索する

詳しい条件で検索する

事故情報データベースからのお知らせ

現在、お知らせはありません。

注目事故情報リスト

- ▶ リチウム電池内蔵充電器の事故
- ▶ 高齢者の事故
- ▶ 乳幼児の事故

関係機関からの注目情報・お知らせ

- ▶ 年末年始に増加する高齢者の事故に注意しましょう！- 浴室での溺水事故、餅による窒息事故、掃除中・除雪中の転倒・転落事故等に注意- (消費者庁)
- ▶ 「除雪機の死亡事故」7割が誤使用・不注意～"安全機能ONとエンジンOFF"が生死の分かれ目～ (消費者庁・経済産業省・製品評価技術基盤機構)
- ▶ こども自身が運転するゴーカートなどの乗り物での事故に注意！-保護者と共に安全な施設等を選び、ルールを守って正しく利用しましょう- (消費者庁)
- ▶ スライサーで指先にけがをする事故が多発！- (国民生活センター)
- ▶ 有限会社すみとも商店、ロワ・ジャパン有限会社が輸入したコードレス掃除機用非純正のバッテリーパックについて (経済産業省)

URL : <https://www.jikojoho.caa.go.jp/ai-national/>

消費者庁リコール情報サイト

○関係機関や地方公共団体、事業者等が発信している回収や無償修理等の情報を集約し、消費者に情報提供するため、2012年4月より運用開始（1か月当たりのアクセス数：約240万件）。

※関係機関：国土交通省（自動車）、厚生労働省（医薬品、化粧品、食品衛生等）、経済産業省（家電製品、住居品等）、消費者庁（食品表示）、医薬品医療機器総合機構【PMDA】（医薬品等）、製品評価技術基盤機構【NITE】（製品）など

概要

○商品カテゴリーまたはキーワードによるリコール情報が検索可能

○高齢者向け・子ども向け用品のリコール情報等、対象者別に集約

※子ども向け用品：子ども向け用品及び食品のアレルゲン物質の表示欠落に関する情報

○食品に関するリコール情報は厚生労働省「食品衛生申請等システム」に登録されている主な情報を掲載

○リコール関連のニュースリリースや、食品衛生申請等システムの案内、製品安全に関する相談先、海外のリコール情報なども表示

○日々更新されるリコール情報をメールマガジンで配信

サイト画面

The screenshot shows the homepage of the Consumer Affairs Agency Recall Information Site. At the top, there is a navigation bar with links for Home, Important Information, New Registration Information, Elderly-Focused, Child-Focused, and Mail Service. Below the navigation bar is a search area with a dropdown menu for categories and a text input for keywords. The main content area is divided into several sections: 'Important Information' (重要なお知らせ) featuring a carousel of recall notices with images and brief descriptions; 'New Registration Information' (新規登録情報) listing recent recalls with dates, categories, and product names; and 'Recall-Related News Release' (リコール関連ニュースリリース) providing a list of news items. There are also sidebars for 'Recall-Related News Release' and 'Related Links' (関連リンク) at the bottom right. The footer includes social media links and a 'News Information' (事故情報) section.

令和4年度全国生活衛生・
食品安全関係主管課長会議資料

消費者庁表示対策課
ヘルスケア表示指導室

令和4年3月31日

**認知機能に係る機能性を標ぼうする機能性表示食品の表示
に関する改善指導及び一般消費者等への注意喚起について**

消費者庁は、インターネット広告において認知機能に係る機能性を標ぼうする機能性表示食品に対し、届出後の事後チェックとして、景品表示法（優良誤認表示）及び健康増進法（食品の虚偽・誇大表示）の観点から表示の適正化について改善指導（別紙1）を行うとともに、SNSを通じて一般消費者等への注意喚起（別紙2）を行いました。

認知機能に係る機能性を標ぼうする機能性表示食品については、令和4年2月末現在で223件の商品が販売されているところ、これら商品は、対象者の範囲や認知機能の作用領域に関する届出表示の内容が複雑で一般消費者に誤認されやすいこと、認知機能が改善できることを強調した誇大広告においては、認知症や物忘れが予防・改善できるものと一般消費者に誤認されやすく、そのような誤認が生じた場合、適切な診療等の機会を逸してしまうおそれがあることなどを踏まえ、主に令和4年2月、現行販売されている商品のインターネット広告について、「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制（事後チェック）の透明性の確保等に関する指針」（令和2年3月24日消表対第518号、消食表第81号消費者庁次長通知）に基づき、景品表示法（優良誤認表示）及び健康増進法（食品の虚偽・誇大表示）の観点から一斉監視を行いました。

その結果、当該商品の効果について著しく優良等であるものと誤認することを防止する観点から、①景品表示法及び健康増進法に基づき、物忘れや認知症の治療又は予防効果等の医薬品的効果効能が得られるかのような表示をしていた3事業者3商品に対して改善指導を行うとともに、②健康増進法に基づき、届出された機能性の範囲を逸脱した表示をしていた112事業者128商品に対して改善指導を行いました（別紙1）。

また、改善指導の対象となった事業者がオンライン・ショッピングモールに出店している場合には、当該オンライン・ショッピングモール運営事業者に対しても情報提供を行いました。

消費者庁では、引き続き、機能性表示食品の適正な広告表示の確保の観点から、継続的な事後チェックを実施してまいります。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁 表示対策課

電話：03-3507-8800（代表）

ホームページ：<https://www.caa.go.jp/>

<別紙 1 >

指導件数	表示されていた機能性等の例
<p>景品表示法及び健康増進法に基づく改善指導 【3事業者3商品】</p>	<p>○物忘れや認知症の治療又は予防効果等の医薬品的効果効能が得られるかのような表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「認知症予防の救世主〇〇大学教授監修」と表示 ・「2025年には65歳以上の5人に1が認知症に」と表示 ・「認知症は物忘れだけではありません！、トイレで用を足せない、徘徊する、暴言を吐く、幻覚を見る、異性に抱きつく、暴力を振るう、不潔なままでいる、認知症の原因は40代から始まっている！」と表示 ・「認知症の代表的疾患であるアルツハイマー病は、記憶をつかさどる海馬の萎縮が脳全体で起きることにより発症」と表示 ・「海馬の萎縮は、脳細胞を死滅させてしまう『アミロイドβ』というタンパク質が40代から数十年かけて脳に蓄積していくことで引き起こされる。そのため、認知機能を維持しておくには少しでも早めの対策が必要。」と表示 ・「認知症は早めに対策すれば発症や悪化を防げる」と表示 ・「アルツハイマー病モデルマウスが野生型マウスと同程度まで記憶障害が改善」と表示 <p>○届出表示の一部を切り出して強調することで、届出された機能性の範囲を逸脱した表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出表示の内容が「認知機能の一部である空間認知能や場所を理解するといった記憶力を維持する機能があることが報告されています」と限定されているにもかかわらず、「記憶力維持！」と表示 ・届出表示の内容が「人の顔や物を置いた場所、戸締りをしたことを覚えておくなど、認知機能の一部である視覚的な記憶力を維持する機能が報告されています。」と限定されているにもかかわらず

指導件数	表示されていた機能性等の例
	<p data-bbox="667 322 1193 353">らず、「認知機能を維持する」と表示</p> <p data-bbox="603 416 1353 546">○機能性表示食品を摂取しても解消に至らないにもかかわらず身体の組織機能等に係る不安や悩みを列挙した表示</p> <ul data-bbox="639 562 1353 1167" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="639 562 1353 786">・「あなたも『脳疲労』が蓄積していませんか？脳疲労の典型的な初期症状とは？よく眠れない・・・、便秘気味・・・、食事がおいしくない・・・、脳疲労は万病のもと！○○で脳の酸化を防ぎましょう！」と表示 <li data-bbox="639 797 1353 1167">・「あなたや身近なご家族にこんな事、起きてませんか？<input checked="" type="checkbox"/>一度聞いたことを聞き返してしまう、<input checked="" type="checkbox"/>探し物が増えるようになった、<input checked="" type="checkbox"/>スケジュールを忘れてしまう、<input checked="" type="checkbox"/>家族に心配されることが多くなった、<input checked="" type="checkbox"/>大事な要件を忘れることがある、<input checked="" type="checkbox"/>コミュニケーションがうまくいかない、1つでも当てはまれば記憶力や認知機能が低下しているかもしれません。」と表示 <p data-bbox="603 1229 1353 1314">○届出表示の内容について、消費者庁の許可や承認を受けているかのような表示</p> <ul data-bbox="639 1330 1353 1503" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="639 1330 1353 1503">・「機能性表示食品の取得、機能性表示食品とは安全性、科学的根拠を満たし、適切に情報提供を行うことが消費者庁により確認された商品です。」と表示 <p data-bbox="603 1565 1353 1650">○実験結果及びグラフを用いることにより、届出された機能性の範囲を逸脱した表示</p> <ul data-bbox="639 1666 1353 1982" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="639 1666 1353 1982">・届出表示の内容が「認知機能の一部である空間認知能や場所を理解するといった記憶力を維持する機能があることが報告されています」であるにもかかわらず、「高齢者の『徘徊』『転倒』に関連する『場所を認識する能力』が改善することが明らかに！」と、低下した認知機能が有意に改善した試験結果が得られたことを強調したグラ

指導件数	表示されていた機能性等の例
<p>健康増進法に基づく改善指導 【112 事業者 128 商品】</p>	<p>フを表示</p>
	<p>○届出された機能性の科学的根拠が得られた対象者の範囲が限定されているにもかかわらず、当該対象の範囲外の者にも同様の機能が期待できるものと訴求する表示</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が中高年であるにもかかわらず、「受験生の考える力を鍛えるために」、「こんな方におすすめ、勉強をがんばる学生」、「学校・塾でお子様の集中力アップに」と表示 <p>○届出表示の一部を切り出して強調することで、届出された機能性の範囲を逸脱した表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出表示の内容が「中高年の方の認知機能の一部である記憶力（言葉や図形などを覚え、思い出す能力）を維持することが報告されています。」と限定されているにもかかわらず、「記憶力を維持する」と表示 ・届出表示の内容が「健常な中高齢者の認知機能の一部である記憶力（言葉や見た物の思い出す力）の維持をサポートする機能が報告されています。」であるにもかかわらず、「認知機能改善」と表示 ・届出表示の内容が「加齢によって低下する脳の血流を改善し、認知機能の一部である記憶力（日常生活で生じる行動や判断を記憶し思い出す力）を維持することが報告されています。」であるにもかかわらず、「脳の血流を改善」と表示
	<p>○機能性表示食品を摂取しても解消に至らないにもかかわらず身体の組織機能等に係る不安や悩みを列挙した表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こんなことはありませんか？あれはどこにしまったかしら・・・。最近よく忘れてしまう。人の名前をよく忘れるようになった。日付もとっ

指導件数	表示されていた機能性等の例
	<p>さに聞かれると出てこない。ひょっとするとそれは・・・。加齢と共に起きる認知機能の一部（記憶力）の低下によるものかもしれません。</p> <p>☑よく知っている人の名前のはずなのに出てこない、☑物をしまった場所がわからなくなる、☑時間や場所の感覚が不確かになり、約束事を間違えるようになった、☑曜日や月を聞かれてとっさに答えられない、☑数日前の会話が思い出せない、☑本の内容やテレビの筋がわからなくなる」と表示</p> <p>・「記憶力や物忘れが気になる方に、☑近頃、物忘れが・・・、☑漢字がすぐに思い出せない、☑さっき聞いたことが出てこない、☑最近、記憶に自信がなくなってきた、☑あの人誰だったかな・・・、☑お店の名前が思い出せない、☑言おうとしている言葉がすぐに出てこない、☑そんなこと言ったかしら？」と表示</p> <p>・「年齢とともに低下する認知機能に不安を感じたら。最近、こんな『変化』を感じていませんか？知人の名前が出てこない、鍵をかけたか不安になる、車の運転に不安がある、集中力が続かない、漢字が思い出せない」と表示</p> <p>○届出表示の内容について、消費者庁の許可や承認を受けているかのような表示</p> <p>・「認知機能の機能性表示（臨床試験による）取得食品」と表示</p> <p>・「『機能性表示食品』に認定！認知機能の低下を抑制する効果が期待されるとして、消費者庁の機能性表示食品に、全国で初めて認定されました。」と表示</p> <p>○実験結果及びグラフを用いることにより、届出された機能性の範囲を逸脱した表示を行う場合</p> <p>・届出表示内容が「加齢に伴って低下する記憶力</p>

指導件数	表示されていた機能性等の例
	<p>(手がかりをもとに思い出す力) を維持することが報告されています。」であるにもかかわらず、「12 週間摂取し続けたところ、『記憶力』に関する試験である視覚性対連合記憶試験において、有意な改善が確認できました。」と、低下した認知機能が有意に改善した試験結果が得られたことを強調したグラフを表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出表示内容が「健常な中高年の方の加齢に伴い低下する認知機能の一部である記憶力、空間認識力を維持する働きが報告されています。※記憶力とは、見たり聞いたりした内容を記憶し、思い出す力のことです。」であるにもかかわらず、「臨床試験で確認 ヒト試験において〇〇を撮ることで『記憶力、空間認識力への改善』を確認！」と、低下した認知機能が有意に改善した試験結果が得られたことを強調したグラフを表示

<別紙 2 >

消費者庁ツイッター、フェイスブック

○「認知症予防に効果あり」等の広告表示に注意！！



物忘れや認知症の治療又は予防に根拠のあるサプリメントや特定の食品はありません。ご注意ください。

また、認知機能に関する機能性表示食品が販売されていますが、対象者の範囲や機能性の内容が限定されています。ご自分に適した食品であるか、広告等の表示内容をしっかりご確認ください。

ツイッター https://twitter.com/caa_shohishacho

フェイスブック <https://www.facebook.com/caa.shohishacho>

<参考資料 1 >

○不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）（抄）

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

二、三（略）

○健康増進法（平成十四年法律第百三号）（抄）

（誇大表示の禁止）

第六十五条 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（次条第三項において「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

2（略）

<参考資料 2 >

機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく 事後的規制（事後チェック）の透明性の確保等に関する指針概要 （令和2年3月24日消表対第518号、消食表第81号消費者庁次長通知）

消費者庁では、機能性表示食品に関して、法執行の方針の明確化を図るため、事後チェック指針を令和2年3月に策定した。当該指針では、機能性表示食品の科学的根拠に関する事項のほか、広告その他の表示上の考え方等を定めている。後者については、顧客を誘引するために用いられている表示要素別に、届出された機能性の範囲を逸脱するなどにより景品表示法等の法令上問題となるおそれのある表示の事項を以下のとおり整理し、重点的な事後チェックを行っている。

- （1）解消に至らない消費者の健康上の不安や悩み等の例示
- （2）届出された機能性の範囲を逸脱した表示
 - ・ 許可成分以外の成分を強調した表示
 - ・ 医薬品的効果効能の標ぼう
 - ・ 対象者範囲を逸脱した表示
- （3）実験結果及びグラフの過大表示
- （4）医師や専門家等の不適切な推奨等
- （5）体験談の不適切使用
- （6）届出表示又は資料の一部を引用した過大な強調表示
- （7）No.1表示等の不適切使用
- （8）国の評価、許可等を受けたものと誤認される表示

インターネット等における健康食品等虚偽誇大広告の監視業務

事業概要・目的・必要性

- 健康・予防意識の高まりといったニーズの多様化が進む一方で、少子高齢化の進展により、健康食品が広く普及する中、虚偽・誇大な表示や広告が見受けられる。このため関係機関が連携して厳正な取締りを実施しているものの、不適正表示はあとを絶たない状況にある。
- いわゆる健康食品等を販売するインターネットサイトから、改善の必要な虚偽・誇大の疑いのある広告を含むサイトの抽出事務の請負を実施。
- 平成27年度から同制度に機能性表示食品が追加され、不適正表示が拡大する可能性がある。

事業イメージ・具体例

〔事業内容〕

- 改善の必要な虚偽・誇大の疑いのある広告を含むサイトの抽出
- 改善を要するサイトから、健康の保持増進効果に関して専門的な知見を有する者（健康食品アドバイザー・スタッフ等）による違反の蓋然性の高いものを選定
- 改善指導事務の代行

（参考）

健康食品アドバイザー・スタッフ

厚生労働省の審議会の提言を受け、平成14年2月、厚生労働省は、「保健機能食品やその他いわゆる健康食品について、正しい情報を提供し、身近で気軽に相談できる人材を養成する。」との目的にそって民間団体が行う保健機能食品等に係るアドバイザー・スタッフの養成の基本的考え方を通知し、民間5団体において、育成されている。

過去の実績

○インターネットにおける健康食品の広告への改善指導（事業者数）

平成26年度	平成27年度	平成28年度
84	400	336
平成29年度	平成30年度	令和元年度
381	274	278
令和2年度	令和3年度	令和4年度
454	735	407

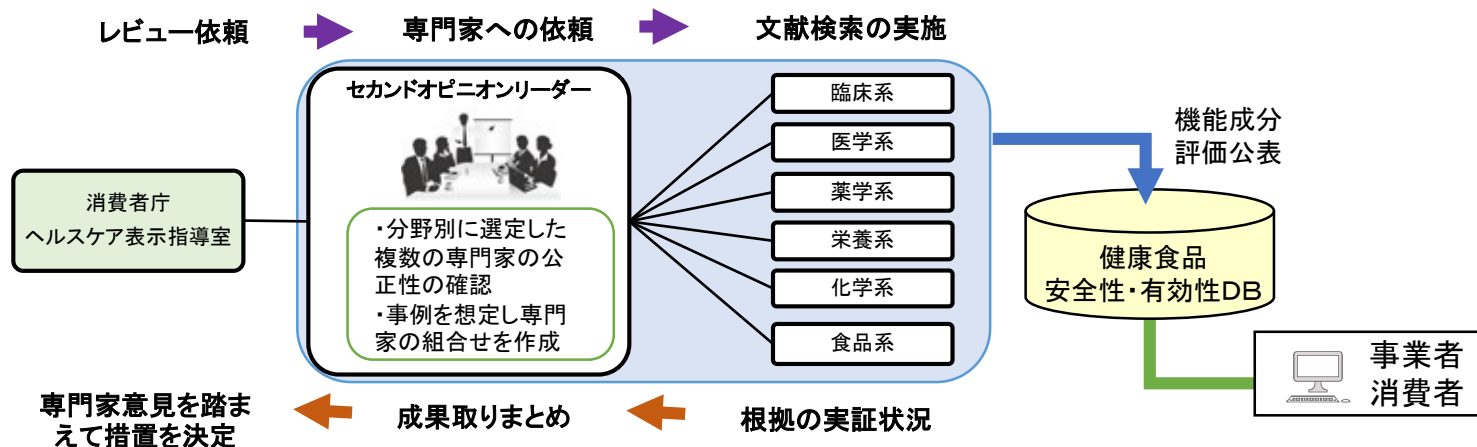
※ 令和4年度は、4月～9月の実績である。

期待される効果

- 虚偽又は誇大と思われる広告や不当表示の恐れのある宣伝から、違反の蓋然性の高いものを選定することで、迅速な違反行為の是正が図られるほか、類似の行為を行う事業者への抑止効果が期待される。

健康食品の機能性等に係るエビデンスのセカンドオピニオン事業

- 個別事案に応じて、各専門分野の専門家を複数選定し、迅速に適切なレビューを実施するためのセカンドオピニオンリーダーを担う中立公正な団体に、当該事業を委託する。
- 健康食品の安全性・有効性データベースを用いた国民への情報のフィードバック(アウトカム)。



セカンドオピニオン事業 素材情報データベース更新一覧

【令和4年度:55件・1月末実績まで】

更新月	素材名	分類
4月	イグサ	新規
	イレイセン	新規
	ウド	新規
	DHA、EPA、DAGE	-
	L-オルニチン-塩酸塩、クロセチン	-
5月	ウヤク	新規
	ガマ	新規
	カワラタケ	新規
	アスタキサンチン、GABA	-
	エノキタケ由来脂肪酸(リノール酸・α-リノレン酸)、ブラックジンジャー由来ポリメトキシフラボン	-
6月	アサ	新規
	CBD	新規
	ケシ	新規
	ヒナゲシ	見直し
	DAGE	新規
7月	ソリザヤノキ	新規
	テンニンカ	新規
	グロビン由来バリン-バリン-チロシン-プロリン、サラシア由来サラシノール	-
	米由来グルコシルセラミド、アスタキサンチン	-
	グルコシルセラミド、ヒハツ由来ピペリン類	-
	クロセチン、アスタキサンチン	-
8月	L-エルゴチオネイン	新規
	L-アラビノース	新規
	L-シトルリン	見直し
	アンセリン、ブラックジンジャー由来ポリメトキシフラボン	-
	ショウガ由来ポリフェノール(6-ジンゲロール・6-ショウガオール)、米由来グルコシルセラミド	-
	ターミナリアベリリカ由来没食子酸、バナバ葉由来コロソリン酸、ブラックジンジャー由来ポリメトキシフラボン	-
	Saccharomyces cerevisiae NK-1	-
9月	クマイザサ由来ホロセルロース	新規
	ブラックジンジャー由来ポリメトキシフラボン、ビフィズス菌、N-アセチルグルコサミン	-
	ブラックジンジャー由来ポリメトキシフラボン、グルコシルセラミド	-
	プロテオグリカン、非変性Ⅱ型コラーゲン	-
	プロテオグリカン、N-アセチルグルコサミン	-

更新月	素材名	分類
10月	ゴマペプチド(LVYとして)	-
	パプリカ由来カロテノイド	見直し
36	プロテオグリカン、非変性Ⅱ型コラーゲン、N-アセチルグルコサミン	-
37	プロテオグリカン、非変性Ⅱ型コラーゲン、ブラックジンジャー由来ポリメトキシフラボン	-
38	プロポリスエキス(指標成分:アルテピリンC、クリフォリン)、クルクミン、イチョウ葉由来フラボノイド配糖体、イチョウ葉由来テルペンラクトン、大豆由来ホスファチジルセリン	-
39	マスリン酸、N-アセチルグルコサミン	-
11月	クワンソウ /アキノワスレグサ由来オキシピナタニン	見直し
	ピニトール	新規
42	ラフマ由来ヒペロシド、ラフマ由来イソクエルシトリン、ヒハツ由来ピペリン類	-
43	ルテオリン、ブラックジンジャー由来ポリメトキシフラボン	-
44	ローズヒップ由来ティロロサイド、モノグルコシルヘスペリジン	-
45	赤パプリカ由来キサントフィル、ロダンテノンB	-
12月	ベータカロテン(肌)	見直し
	ベータカロテン(鼻の不快感)	-
	ホスファチジルコリン	見直し
	温州みかん由来ヘスペリジン、温州みかん由来ナリルチン	-
	桑の葉由来イミノシュガー、キトサン、茶花サポニン、ブラックジンジャー由来ポリメトキシフラボン	-
1月	越後白雪茸由来ピロールアルカロイド	新規
	黒大豆ポリフェノール(血管の柔軟性)	-
	黒大豆ポリフェノール(疲労感)	-
	桑の葉由来イミノシュガー、バナバ葉由来コロソリン酸	-
	乳酸菌、フラクトオリゴ糖	-

令和4年度全国生活衛生・
食品安全関係主管課長会議資料

消費者庁食品表示企画課

1. 食品表示基準の改正（令和5年3月9日付け）

- (1) 食品表示基準の改正 28
- (2) 食品表示基準の改正概要 29
- (3) 食物アレルギー表示関係 30
- (4) 特定遺伝子組換え農産物に係る表示関係 35

2. 食品表示基準の改正（令和5年4月1日施行）

- (1) 遺伝子組換え表示の改正の概要 37

3. 令和4年度 地方消費者行政に関する先進的モデル事業

- (1) 外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供の取組の推進 38

食品表示基準の一部を改正する内閣府令
食品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線に付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

	改正後	改正前											
別表第十四(第三条関係) えび かに くろみ 小麦 そば 卵 乳 落花生	<p>〔任意表示〕</p> <p>第七条 食品関連事業者が一般加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項(特色のある原材料等)に関する事項については、酒類を販売する場合、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く)する場合を除く)が当該一般加工食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。</p> <p>特色のある原材料等に関する事項</p> <p>1 特定の原産地のもの、有機農産物(有機農産物の日本農林規格(平成十七年農林水産省告示第十六百五号)第三条に規定するものをいう)、有機畜産物(有機畜産物の日本農林規格(平成十七年農林水産省告示第十六百八号)第三条に規定するものをいう)、有機加工食品(有機加工食品の日本農林規格(令和四年財務省・農林水産省告示第十八号)第三条に規定するものをいう)その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合については、第三条第二項の規定により原料原産地名を表示する場合(任意で原料原産地名を表示する場合を含む)を除き、次の各行に掲げるいずれかの割合(当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。ただし、その割合が百パーセントである場合)については、割合の表示を省略することができる。</p> <p>〔一・二〕略</p>	<p>〔任意表示〕</p> <p>第七条 食品関連事業者が一般加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項(特色のある原材料等)に関する事項については、酒類を販売する場合、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く)が当該一般加工食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。</p> <p>特色のある原材料等に関する事項</p> <p>1 特定の原産地のもの、有機農産物(有機農産物の日本農林規格(平成十七年農林水産省告示第十六百五号)第三条に規定するものをいう)、有機畜産物(有機畜産物の日本農林規格(平成十七年農林水産省告示第十六百八号)第三条に規定するものをいう)、有機加工食品(有機加工食品の日本農林規格(平成十七年農林水産省告示第十六百八号)第三条に規定するものをいう)その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合については、第三条第二項の規定により原料原産地名を表示する場合(任意で原料原産地名を表示する場合を含む)を除き、次の各行に掲げるいずれかの割合(当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。ただし、その割合が百パーセントである場合)については、割合の表示を省略することができる。</p> <p>〔一・二〕同上</p>											
	<p>別表第十八(第三条、第十条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>形質</th> <th>加工食品</th> <th>対象農産物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高リン</td> <td>1 とうもろこしを主な原材料とするもの(上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く)。 2 1に掲げるものを主な原材料とするものを除く。</td> <td>とうもろこし</td> </tr> </tbody> </table>	形質	加工食品	対象農産物	高リン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの(上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く)。 2 1に掲げるものを主な原材料とするものを除く。	とうもろこし	<p>別表第十八(第三条、第八条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>形質</th> <th>加工食品</th> <th>対象農産物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高リン</td> <td>1 とうもろこしを主な原材料とするもの(上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く)。 2 1に掲げるものを主な原材料とするものを除く。</td> <td>とうもろこし</td> </tr> </tbody> </table>	形質	加工食品	対象農産物	高リン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの(上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く)。 2 1に掲げるものを主な原材料とするものを除く。
形質	加工食品	対象農産物											
高リン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの(上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く)。 2 1に掲げるものを主な原材料とするものを除く。	とうもろこし											
形質	加工食品	対象農産物											
高リン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの(上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く)。 2 1に掲げるものを主な原材料とするものを除く。	とうもろこし											

別表第十八(第三条、第十条関係)	別表第十八(第三条、第八条関係)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>形質</th> <th>加工食品</th> <th>対象農産物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高リン</td> <td>1 とうもろこしを主な原材料とするもの(上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く)。 2 1に掲げるものを主な原材料とするものを除く。</td> <td>とうもろこし</td> </tr> </tbody> </table>	形質	加工食品	対象農産物	高リン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの(上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く)。 2 1に掲げるものを主な原材料とするものを除く。	とうもろこし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>形質</th> <th>加工食品</th> <th>対象農産物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高リン</td> <td>1 とうもろこしを主な原材料とするもの(上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く)。 2 1に掲げるものを主な原材料とするものを除く。</td> <td>とうもろこし</td> </tr> </tbody> </table>	形質	加工食品	対象農産物	高リン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの(上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く)。 2 1に掲げるものを主な原材料とするものを除く。	とうもろこし
形質	加工食品	対象農産物											
高リン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの(上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く)。 2 1に掲げるものを主な原材料とするものを除く。	とうもろこし											
形質	加工食品	対象農産物											
高リン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの(上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く)。 2 1に掲げるものを主な原材料とするものを除く。	とうもろこし											

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則
(施行期日)
第一条 この府令は、公布の日から起算して、
第二条 この府令の施行の日から令和七年三月三十一日まで製造され、加工され、又は輸入される加工食品(業務用加工食品を除く)及び同日までに販売される業務用加工食品の表示については、この府令による改正後の食品表示基準別表第十四の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○内閣府令第十五号
食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
令和五年三月九日
内閣府総理大臣 岸田 文雄

◎ 今回の食品表示基準（以下「基準」という。）の改正事項は以下のとおり。

1. 食物アレルギーに関する義務表示事項の追加

【概要】

食物アレルギーに関する表示について、医療機関等の専門家の意見を踏まえ、現在「特定原材料に準ずるもの」として任意の表示を奨励している「くるみ」について、義務表示となる「特定原材料」に移行させた。

【改正対象条項】 別表第14

【施行期日】 令和5年3月9日から約2年間の経過措置

（理由）①消費者及び事業者に対する周知、②事業者における原材料や製造方法の再確認、③事業者における容器包装の改版に時間を要するため。

2. 「特定遺伝子組換え」に係る形質等の追加

【概要】

今後、組換えDNA技術を用いることで、エイコサペンタエン酸（EPA）及びドコサヘキサエン酸（DHA）産生の形質を有したなたね（以下「EPA及びDHA産生なたね」という。）が厚生労働省による安全性審査を経て国内流通することが見込まれることから、「特定遺伝子組換え」に係る表示義務の対象として、当該形質と対象となる加工食品を規定するほか、対象農産物として「なたね」を追加した。

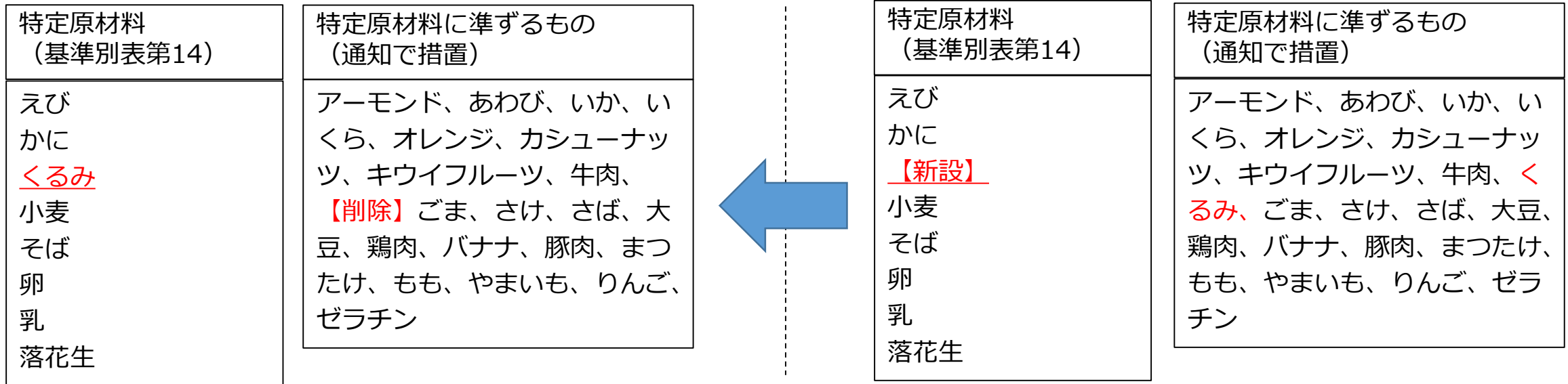
【改正対象条項】 別表第18

【施行期日】 令和5年3月9日から公布日施行

（理由）EPA及びDHA産生なたねは、新規の遺伝子組換え農産物であり、国内で既に流通しているものではないことから、表示ルール創設に伴い経過措置の必要はない。

食物アレルギーに関する表示について、

- ①3年度ごとに実施している食物アレルギーによる健康被害に関する実態調査の令和3年度結果において、平成30年度調査に続き、「くるみ」の症例数割合が増加しており、増加が一過性とは考えられないこと、
 - ②食品中のくるみの有無を科学的に検証するためのくるみの公定検査法の確立の見通しがたったこと、
- から、「くるみ」を「特定原材料に準ずるもの」から「特定原材料」に移行させた。



【くるみの公定検査法の開発状況】（令和5年3月9日で次長通知等を改正済み）

1. 原則として、試料中の抗原量を定量する定量検査法（ELISA法）を実施する。
定量限界は、陽性と判定される10μg/gを十分に定量できるようにするため、従来の特定原材料に係る検査法と同程度の精度を確保している。
2. くるみと交差抗原性をもつペカンナッツは、使用量によっては定量検査法（ELISA法）において陽性結果が出ることもあるが、必要に応じて定性検査法（PCR法）*で確認検査を行う。

*定性検査法（PCR法）

食品に特異的なDNA領域を検出する方法。
検出感度は、定量検査法（ELISA法）で定量された10μg/gを十分に検出できるようにするため、従来の特定原材料に係る検査法と同程度のものとする。

直近4回のアレルギーによる健康被害に関する全国実態調査結果

食物アレルギーによる即時型症例・ショック症例数の推移 ※消費者庁において、過去の全国実態調査より作成

○即時型症例数の推移

年度	上段:原因食物(症例数の順位)、中段:件数、下段:調査年における割合																			
	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	落花生 (4)	イクラ (5)	エビ (6)	ソバ (7)	キウイ (8)	くるみ (9)	大豆 (10)	バナナ (11)	ヤマイモ (11)	カニ (13)	カシューナッツ (14)	モモ (14)	ゴマ (16)	サバ (17)	サケ (18)	イカ (18)	鶏肉 (20)
平成24 年度 解析対象 2,954件	1153 39.0	645 21.8	347 11.7	151 5.1	104 3.5	80 2.7	65 2.2	41 1.4	40 1.4	28 0.9	24 0.8	24 0.8	19 0.6	18 0.6	13 0.4	12 0.4	11 0.4	10 0.3	10 0.3	7 0.2
平成27 年度 解析対象 4,644件	1626 35.0	1034 22.3	581 12.5	260 5.6	180 3.9	134 2.9	95 2.0	74 1.6	71 1.5	55 1.2	50 1.1	37 0.8	35 0.8	33 0.7	27 0.6	25 0.5	19 0.4	19 0.4	15 0.3	14 0.3
平成30 年度 解析対象 4,851件	1681 34.7	1067 22.0	512 10.6	251 5.2	247 5.1	184 3.8	121 2.5	85 1.8	82 1.7	80 1.6	77 1.6	38 0.8	28 0.6	24 0.5	22 0.5	21 0.4	20 0.4	15 0.3	14 0.3	13 0.3
令和3 年度 解析対象 6,080件	2028 33.4	1131 18.6	533 8.8	463 7.6	370 6.1	300 4.9	174 2.9	152 2.5	87 1.4	79 1.3	69 1.1	48 0.8	45 0.7	42 0.7	34 0.6	34 0.6	33 0.5	29 0.5	28 0.5	22 0.4

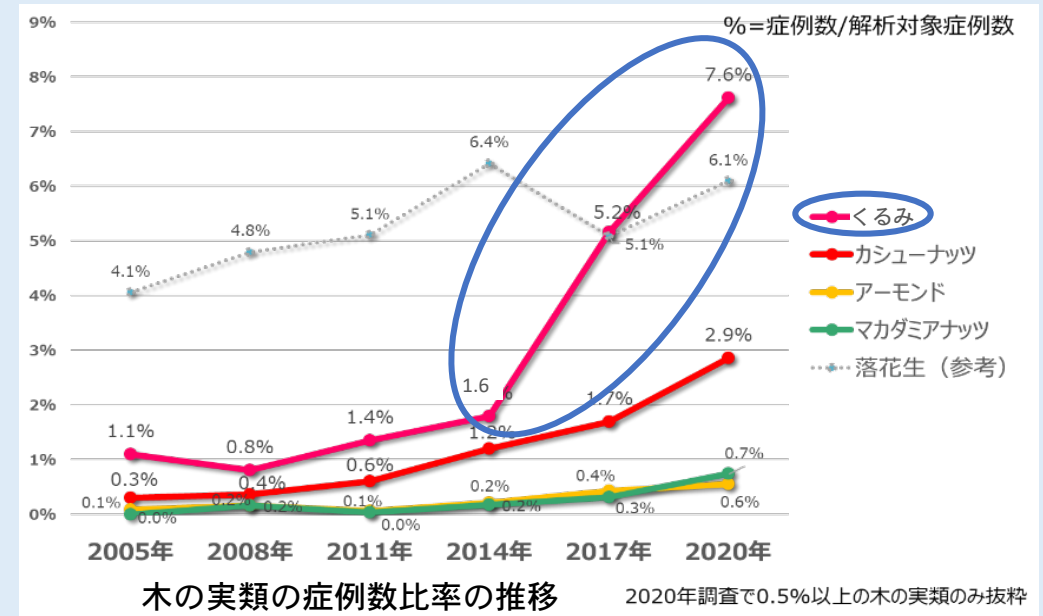
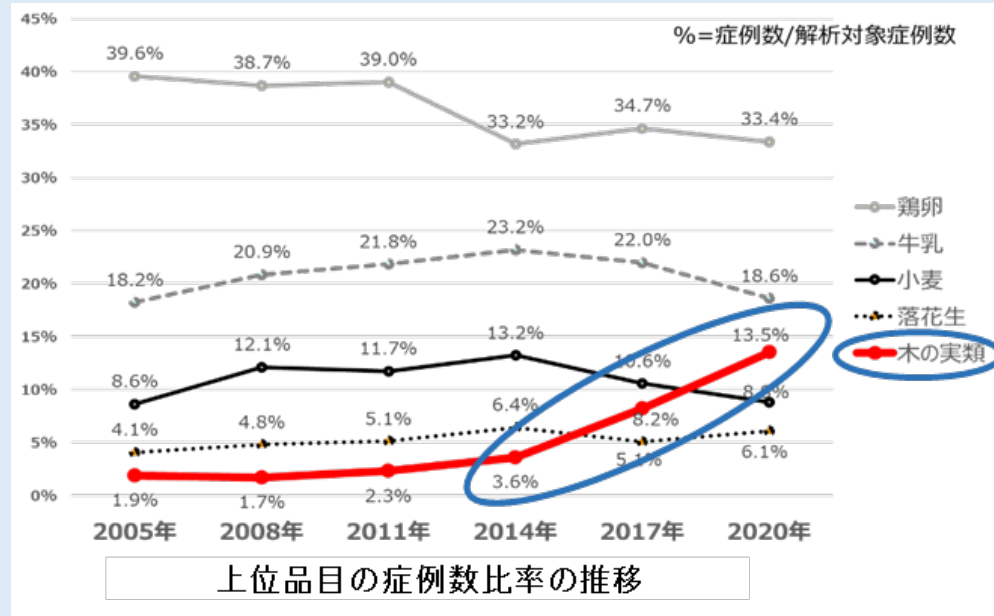
○ショック症例数の推移

年度	上段:原因食物(症例数の順位)、中段:件数、下段:調査年における割合																		
	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	落花生 (4)	エビ (5)	イクラ (6)	ソバ (7)	バナナ (8)	カシューナッツ (8)	くるみ (10)	カニ (11)	大豆 (11)	キウイ (11)	リンゴ (11)	コメ (11)	サバ (11)	イカ (11)	15品目 (18)	
平成24 年度 解析対象 2,954件	77 25.1	66 21.5	64 20.8	20 6.5	14 4.6	12 3.9	11 3.6	5 1.6	5 1.6	4 1.3	2 0.7	2 0.7	2 0.7	2 0.7	2 0.7	2 0.7	2 0.7	2 0.7	1 0.3
平成27 年度 解析対象 4,644件	136 27.8	124 25.4	94 19.2	27 5.5	15 3.1	10 2.0	9 1.8	7 1.4	7 1.4	6 1.2	5 1.0	4 0.8	4 0.8	3 0.6	3 0.6	3 0.6	3 0.6	2 0.4	1 0.2
平成30 年度 解析対象 4,851件	125 23.9	118 22.5	87 16.6	42 8.0	38 7.3	18 3.4	15 2.9	14 2.7	12 2.3	8 1.5	5 1.0	3 0.6	2 0.4	2 0.4	2 0.4	2 0.4	2 0.4	2 0.4	1 0.2
令和3 年度 解析対象 6,080件	156 23.6	144 21.8	98 14.8	58 8.8	46 7.0	30 4.5	20 3.0	13 2.0	8 1.2	8 1.2	7 1.1	7 1.1	6 0.9	6 0.9	5 0.8	4 0.6	4 0.6	3 0.5	3 0.5

※木の実類の分類は不明

「令和3年度即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査」

調査結果・考察（抜粋）



➤ 木の実類の増加傾向について2005年以降の傾向をみると、上位品目の鶏卵・牛乳・小麦がほぼ横ばいであるのに対して2014年以降、木の実類は増加している。

➤ 木の実類の内訳をみると、くるみの増加が著しい。

即時型食物アレルギーの原因食物としてのくるみの増加は一時的な現象ではない。

諸外国では、表示対象を「木の実類」等の広範囲で指定しているケースも存在。
 しかし、患者の食品選択の可能性を過度に制限しないとの観点から、できるだけ個別品目を指定することが適當。

国	指定	品目名 で指定	「木の実類」 で指定	「木の実類 (〇〇、 △△、…)」 で指定
日本	アーモンド、くるみ、カシューナッツ	○		
CODEX	木の実類 ※範囲は明確ではない <small>コーデックス食品表示部会からの要請に応じ、専門家会議では以下について助言をしている（2021年5月10日公表）。</small> <small>・「木の実類」の範囲を明記（アーモンド、カシューナッツ、くるみ、ピスタチオ、ヘーゼルナッツ、ペカンナッツ）</small>		○	
米国	木の実類(アーモンド、ペカン、くるみ等) <small>※FDAによる業界向けガイダンスにおいては、木の実類とみなされるものとして、アーモンド、ピーチナッツ、ブラジルナッツ、バターナッツ、カシューナッツ、クリ（中国種、アメリカ種、ヨーロッパ種、セガン種）、チンカピングリ、ココナッツ、ヘーゼルナッツ、ギンナン、ヒッコリーナッツ、ライチーナッツ、マカダミアナッツ、ペカンナッツが挙げられている。</small>			○
EU	木の実類（アーモンド、カシューナッツ、クイーンズランドナッツ、くるみ、ピスタチオ、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ペカンナッツ、マカダミアナッツ）			○
スイス	木の実類（アーモンド、カシューナッツ、クイーンズランドナッツ、くるみ、ピスタチオ、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ペカンナッツ、マカダミアナッツ）			○
オーストラリア・ ニュージーランド	木の実（アーモンド、カシューナッツ、くるみ、ピスタチオ、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ペカンナッツ、マカデミアナッツ、松の実）			○
カナダ	アーモンド、カシューナッツ、くるみ、ピスタチオ、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ペカンナッツ、マカデミアナッツ、松の実	○		
韓国	くるみ、松の実	○		
中国	木の実類 ※範囲は明確ではない		○	

品目の範囲の指定における過去の議論(抜粋)

パブリックコメント(H19.10.1-10.31)結果

「えび」、「かに」を含む意味として、「甲殻類」の表示を認めてほしい。

(答)食物アレルギーの表示制度については、原則として個別食品名で表示することとしています。また、「えび」、「かに」のどちらかのみアレルギー症状を誘発する患者も多いことから、それぞれ個別食品名で表示する必要があります。

海老澤委員(平成20年2月27日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会議事録)

エビとカニというのは健康被害も大変多いということと、生物学的な分類でエビとカニというのはアレルギーを起こすという観点から非常に近いものであるということが明らかになりました。しかし、**甲殻類と分類したり、魚介類と分類すると余りにも幅が広がってしまい、実質的にはエビ・カニで分けていくのが妥当**なのかという結論を得たわけでありす。

穂山委員(令和3年2月15日 第1回食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議議事録)

義務教示は、えびとかには両方ともかなりの摂取量がありますし、**えびアレルギーの患者さんで、かにが食べられる人がいるということもあったので、その人たちのために、えびとかにを分けて義務表示化したということでありす**。こ日本だけがこんなことをやっているのですけれども、海外は甲殻類でくくってしまっていますが、日本はきめ細かい表示制度をやってきたということでありす。

ただ、今回も例えばくるみアレルギーの患者さんで、ペカンナッツが食べられる人はどうするかとか、そういうことも考えなければいけないと思うのです。そうすると、もしペカンナッツを範疇に含めるとなると、表示をどうするかということになってきます。つまり、ペカンナッツをくるみとして表示するのか、ペカンナッツという義務表示をもう一つ入れるのかという話になってくるわけです。ここにコンセンサスを得ていただきたいと思っています。

今村委員(令和4年6月6日 第67回 食品表示部会 議事録)

そういう意味では、多分、カシューナッツとくるみを分けるというのはすごく難しいのですよ。それはピーナッツのときに経験したことそのものなので、それをぜひ考えてほしい。全部ひっくるめた抗体を作るというのは割と簡単なので、木の实という抗体を作るのは多分そんなに難しくないのですけれども、**限定すればするほど食べられる人が増えるので、できるだけ狭い範囲で限定をかけるということが重要**だと思っていますので、ぜひその辺を意見として考慮していただければと思います。

遺伝子組換え農産物や特定遺伝子組換え農産物^(※)としての義務表示については、加工食品は基準第3条、生鮮食品は基準第18条に、それぞれ表示方法が規定されている。

(※対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なるものをいう。消費者への情報提供という観点から、組成・栄養価が変わっていることと併せて遺伝子組換え技術を用いて作出されたことを表示することとし、平成14年1月から表示義務化。)

遺伝子組換え農産物としての義務表示の対象

- 厚生労働省において安全性が確認された農産物9種類
(基準別表第16)

- | | | |
|----------|-----------|--------|
| ① 大豆 | ④ なたね | ⑦ てん菜 |
| ② とうもろこし | ⑤ 綿実 | ⑧ パパイア |
| ③ ばれいしょ | ⑥ アルファルファ | ⑨ からしな |

- ①～⑨を原材料とした33加工食品群 (基準別表第17)
→ 加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質 (以下「DNA等」という。) が残存するもの。

遺伝子組換え表示
表示義務あり



遺伝子組換え表示
表示義務対象外



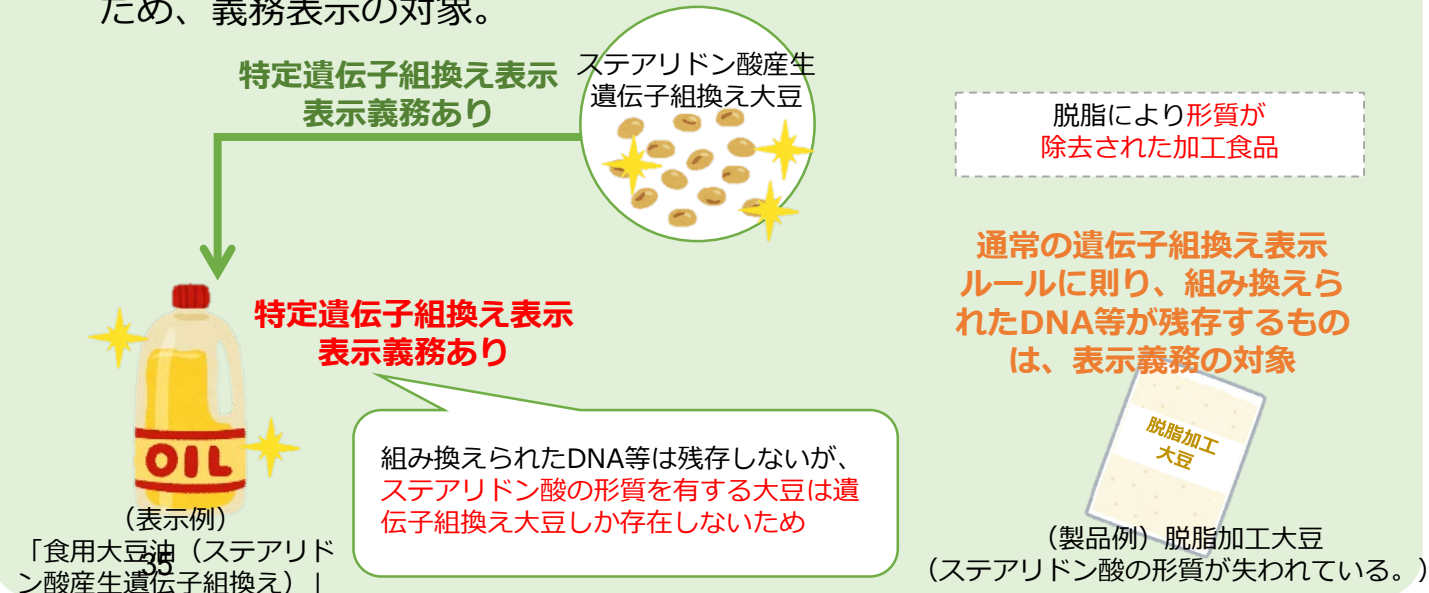
製品に組み換えられたDNA等が残存しないため

特定遺伝子組換え農産物としての義務表示の対象

- 遺伝子組換え農産物のうち、組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、**組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる特定遺伝子組換え農産物2種類**
(基準別表第18)

- | | |
|---------------|--------------|
| ① ステアリドン酸産生大豆 | ② 高リシンとうもろこし |
|---------------|--------------|

- ①②を主な原材料とした加工食品 (基準別表第18)
→ 組み換えられたDNA等が残存しない加工食品についても、ステアリドン酸等の「形質」を分析することで遺伝子組換え農産物であることが判別可能なため、義務表示の対象。



特定遺伝子組換え農産物に関する表示に関する改正内容

今般、厚生労働省による安全性審査を経て、EPA及びDHA産生なたねの国内流通が見込まれることとなった。

EPA及びDHA産生なたねは、組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なるものと定義される「特定遺伝子組換え農産物」に該当するため、「特定遺伝子組換え農産物」として義務表示の対象を規定している基準別表第18の上欄に「エイコサペンタエン酸（EPA）産生」及び「ドコサヘキサエン酸（DHA）産生」を追加するとともに、それらに係る中欄及び下欄に、それぞれ表示を要する加工食品及び「なたね」を追加した。

<改正後>

別表第18（第3条、第18条関係）

形質	加工食品	対象農産物
ステアリドン酸産生	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし
<u>エイコサペンタエン酸（EPA）産生</u>	1 <u>なたねを主な原材料とするもの（上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。）</u> 2 <u>1に掲げるものを主な原材料とするもの</u>	<u>なたね</u>
<u>ドコサヘキサエン酸（DHA）産生</u>		

<改正前>

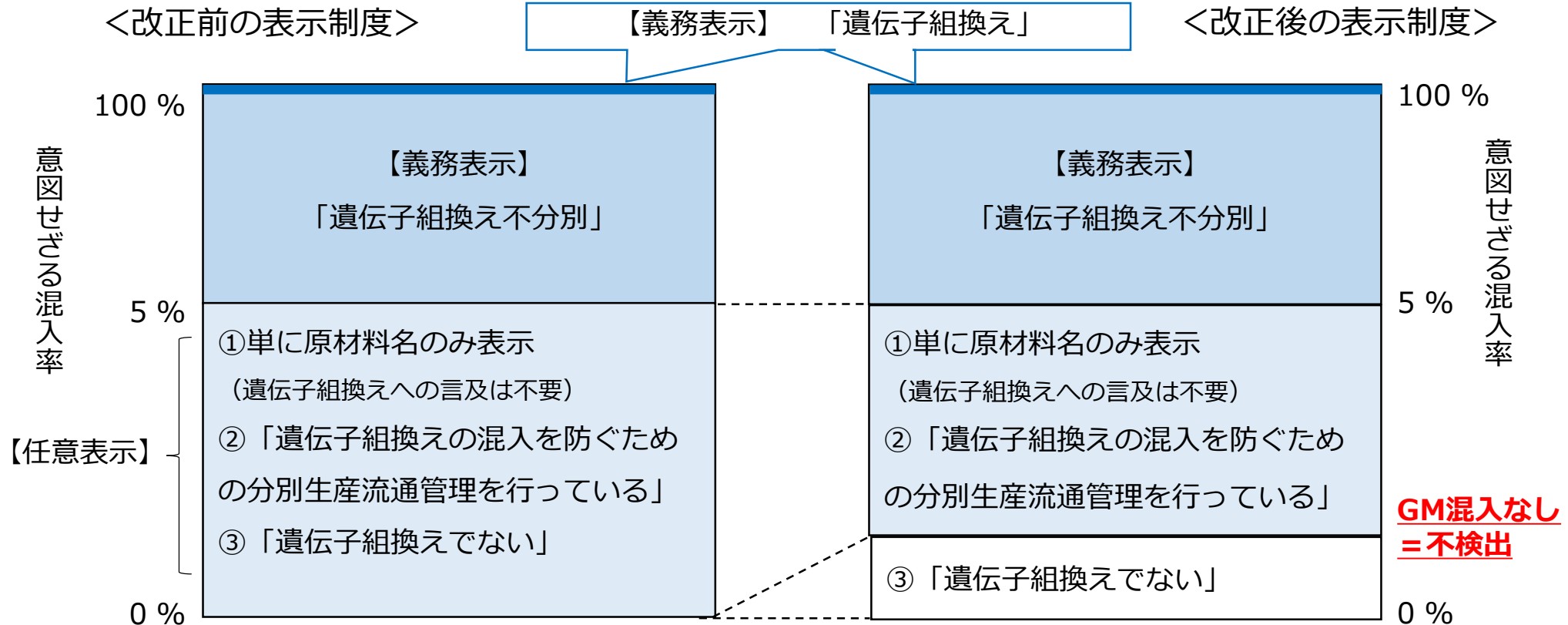
別表第18（第3条、第18条関係）

形質	加工食品	対象農産物
ステアリドン酸産生	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし
<u>（新設）</u>		

遺伝子組換えの任意表示に関する基準を改正し、

- i) 分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実に即した表示を、
- ii) 他方、「遺伝子組換えでない」旨の表示は遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる場合に限り認めることとした（令和5年4月1日施行）。

令和3年9月に「食品表示基準について」（平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知）を改正し、改正後の遺伝子組換え表示制度における「遺伝子組換えでない」と判定するための公定検査法を公表。



(注) 「遺伝子組換え」表示及び任意表示については、³⁷事業者が分別生産流通管理を行っていることが前提。

外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供の取組の推進

- 厚生労働省「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」の令和3年度改正において、国は、外食事業者等が行う情報提供に関する取組等を積極的に推進する旨が追記されたこと等を踏まえ、外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供について検討を行う。
- 具体的には、食物アレルギー患者が店舗を選び、適切に外食・中食を利用できるよう、事業者における食物アレルギー対応レベルを示すための情報提供のあり方を整理するとともに、事業者・消費者が食物アレルギーの理解を深めるための普及啓発資料の作成を行う。
- また、本年度、関係者による課題整理や支援策の検討を行う勉強会の開催、外食事業者等に対する研修会の実施することとしている神奈川県海老名市とも適宜連携を図る。

<地方公共団体への協力依頼>

消費表第129号
1 新食第2930号
令和5年3月23日

都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部(局)長 殿

消費者庁食品表示企画課長
(公印省略)
農林水産省大田官房新事業・食品政策部
外食・食文化課長
(公印省略)

外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供に係る啓発資料の活用について(協力依頼)

平素より消費者行政及び農林水産行政の推進につきまして、ご協力いただき誠にありがとうございます。

外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供については、消費者庁では、「外食等におけるアレルギー情報の提供の在り方検討会中間報告(平成26年12月3日)」(以下「中間報告」という。)を策定、公表しており、また、外食・中食における取組に関して「アレルギー疾患対策基本法(平成26年法律第98号)」に基づく「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針(平成29年3月21日厚生労働省告示第76号)」の令和3年度一部改正において、「国は、外食事業者等が行う食物アレルギー表示の適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する。」旨が追記・修正されてきております。

そのため、今般、情報提供の取組の一環として、外食・中食事業者や消費者(以下「事業者等」という。)向けに、外食・中食における食物アレルギーに関する理解を深めてもらうための啓発資料を作成しました。

今後、国においては、外食・中食における食物アレルギーについて、より広く事業者等を知ってもらい、事業者には対応可能な範囲で取組を行ってもらうため、本資料及び中間報告を活用した周知・広報に取り組んでいきます。

ついでに、貴職におかれましても、貴管下関係者等に対して、特に本資料について周知・広報に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(参考) 外食・中食に係る啓発資料一式

1. ポスター
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_230324_01.pdf
2. リーフレット
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_230324_02.pdf
3. 外食・中食事業者向けパンフレット
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_230324_03.pdf
4. 消費者向けパンフレット
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_230324_04.pdf

<ポスター&リーフレット(表)>



<事業者向けパンフレット>



<消費者向けパンフレット>

